

広島県建築士会広島支部規程

昭和 49 年 5 月 17 日 改正

昭和 51 年 5 月 26 日 改正

昭和 56 年 6 月 27 日 改正

昭和 58 年 6 月 25 日 改正

昭和 59 年 5 月 26 日 改正

昭和 62 年 6 月 20 日 改正

平成 元年 6 月 24 日 改正

平成 18 年 5 月 27 日 改正

第 1 章 総 則

(名 称)

第1条 本支部は社団法人広島県建築士会広島支部（以下支部）という。

(事 務 所)

第2条 支部は事務所を広島市に置く。

(地域ならびに構成)

第3条 支部の地域はつぎの区域とする。

- 1 広島市 大竹市 廿日市市 安芸郡 安芸太田町 北広島町
- 2 支部は上記地域に住所または勤務先を有する広島県建築士会（以下本部という）の正会員、賛助会員、および準会員をもって構成する。
- 3 各地域には分会を設置することができる。

(事 業)

第4条 支部は本部の定款に規定する目的ならびに会務に準拠して必要な事業を行なう。

第 2 章 役 員

(役 員)

第5条 支部につぎの役員を置く。

支 部 長	1 名
副支部長	若干名
幹 事	若干名（うち 10 名以内を常任幹事とする。）
監 査 役	2 名

(役員 の 選任)

第6条 支部長は支部に所属する本部理事のうちから支部の正会員の選挙によって決める。

- 2 幹事および監査役は支部会員のうちから支部の正会員の選挙によって決める。
- 3 副支部長、常任幹事は、毎期支部長が幹事中より選定して幹事会の承認を得て指名する。

(役員 の 職務)

第7条 支部長は支部を代表し、会務を掌理し、総会および幹事会の議長となる。

- 2 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故あるときはその職務を代行する
- 3 幹事は会務を審議し、常任幹事は幹事会の決議に基づいて会務を執行する。
- 4 監査役は出納会計に関する監査を行なう。

(役員 の 任期)

第 8 条 役員 の 任期 は 2 ヶ 年 と する。

- 2 補 充 に よ る 役 員 の 任 期 は 前 任 者 の 残 任 期 間 と する。
- 3 役 員 は 任 期 満 了 後 で も 、 後 任 者 の 就 任 ま で そ の 職 務 を 行 う。

(顧 問 お よ び 相 談 役)

第 9 条 支 部 に 顧 問 お よ び 相 談 役 を 置 く こ と が で き る。

- 2 顧 問 、 相 談 役 は 幹 事 会 の 承 認 を 得 て 支 部 長 が 委 嘱 す る。
- 3 任 期 は 2 ヶ 年 と し 、 支 部 役 員 に 就 任 し た と き は そ の 位 置 を 退 く も の と する。
- 4 顧 問 、 相 談 役 は 会 務 の 重 要 事 項 に つ き 支 部 長 の 諮 問 に 応 じ 、 意 見 を の べ る こ と が で き る。

(役 員 の 報 酬)

第 10 条 役 員 の 報 酬 は 支 給 し な い も の と する。た だ し 会 務 の た め の 旅 費 そ の 他 の 経 費 は そ の 実 費 を 支 給 す る こ と が で き る。

第 3 章 会 議

(総 会)

第 11 条 定 時 総 会 は 毎 年 1 回 、 会 計 年 度 終 了 後 3 ヶ 月 以 内 に 支 部 長 が 招 集 し て 開 く。

- 2 臨 時 総 会 は 、 幹 事 会 が 必 要 と 認 め た と き 、 ま た は 会 員 の 5 分 の 1 以 上 か ら 請 求 が あ っ た と き 支 部 長 が 招 集 し て 開 く。
- 3 総 会 は 通 信 に よ っ て 行 う こ と が で き る。

(総 会 の 通 知)

第 12 条 総 会 の 招 集 に は 、 7 日 以 前 に そ の 会 議 の 日 時 、 場 所 お よ び 付 議 事 項 を 示 し 、 会 員 に 通 知 し な け れ ば な ら ない。

(総 会 の 議 決 事 項)

第 13 条 総 会 は こ の 規 定 で 別 に 定 め る 事 項 の ほ か 、 つ ぎ の 事 項 を 議 決 ま た は 承 認 す る。

役 員 の 改 選

1. 支 部 規 定 の 変 更
2. 事 業 計 画 お よ び 収 支 予 算 の 承 認
3. 事 業 報 告 、 収 支 決 算 お よ び 財 産 目 録 の 承 認
4. そ の 他 幹 事 会 で 必 要 と 認 め た 事 項

(総 会 の 議 決)

第 14 条 総 会 は 支 部 会 員 の 5 分 の 1 以 上 の 出 席 に よ っ て 成 立 す る。

- 2 総 会 の 議 事 は 出 席 会 員 の 過 半 数 で 決 し 、 可 否 同 数 の と き は 議 長 が 決 め る。
- 3 支 部 の 規 定 を 変 更 す る に は 、 出 席 会 員 の 4 分 の 3 以 上 の 同 意 を 必 要 と す る。

(総 会 の 議 決 権)

第 15 条 会 員 は そ れ ぞ れ 1 個 の 議 決 権 を 有 す る。

- 2 議 決 権 の 行 使 は 他 の 出 席 会 員 に 委 任 す る こ と が で き る。
- 3 前 項 に よ る 委 任 は 出 席 と み な す。
- 4 第 11 条 第 3 項 の 通 信 に よ る 総 会 は 、 そ の 回 答 を も っ て 第 14 条 第 1 項 に 定 め た 出 席 者 と み な し 、 そ の 数 が 会 員 の 5 分 の 1 以 上 に 達 し た と き に 成 立 す る。議 決 に 関 し て は 第 14 条 第 2 項 お よ び 本 条 第 1 項 、 第 2 項 、 第 3 項 を 適 用 す る。

(議 事 録)

第 16 条 総会の議事は議事録にこれを記載し、議長および議長氏名の出席会員 2 名がこれに署名し、捺印する。

(幹事会の構成、任務)

第 17 条 幹事会は支部長、副支部長および幹事をもって構成する。幹事会は支部長が招集し、支部に関する事項を審議議決する。

(幹事会の議決)

第 18 条 幹事会の議決は幹事の過半数が出席し、その出席幹事の過半数をもってする。可否同数のときは議長が決める。

2 幹事会は通信によって行なうことができる。その回答をもって本条第 1 項を準用する。

第 4 章 会 計

(経費および経理)

第 19 条 支部の経費は支部会費、賛助会費、本部からの支部交付金、支部基金、寄付金または事業から生ずる収入で支弁する。

2 寄付金を受けるときは幹事会の承認を要する。

(収支決算)

第 20 条 収支決算および財産目録は毎会計年度終了後 75 日以内に監査を受け、その意見を付して総会の承認を受けるものとする。

(会計年度)

第 21 条 支部の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

第 5 章 委員会および事務局

(委員会)

第 22 条 支部事業活動の円滑をはかるため必要な委員会を設けることができる。

2 委員会の設置または廃止は幹事会が決める。

3 委員は幹事会の議を経て支部長が委嘱または解嘱する。

(事務局)

第 23 条 支部の事務を処理するため事務局を設けることができる。

2 事務局には有給職員を置くことができる。

3 事務局の職制ならびに職員の選任給与等に関しては支部長は幹事会に諮ってこれを定める。

第 6 章 雑 則

(細則の設定)

第 24 条 この規程の施行に必要な細則は幹事会の議を経て支部長が別に定める。

第 24 条 この規程で明示していない事項については本部定款ならびに規程に定めるところによる。

附 則

この規程は、昭和 45 年 2 月 14 日から施行する。

2 昭和 44 年度残り期間の予算は、昭和 45 年度予算に含めて収支決算を行なう。

3 支部設立当初の役員の任期は、第 8 条第 1 項の規程にかかわらず昭和 47 年 3 月 31 日までとする。